

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

木津川市条例第17号

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

木津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年木津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（承認第9号）

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| (新) | (旧) |
|--|---|
| 第1条 (略) (本市において行う事務) | 第1条 (略) (本市において行う事務) |
| 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9) (略)</u> | 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) (略)</u> |
| 第3条～第10条 (略) | 第3条～第10条 (略) |